

『2023年版 株式実務株主総会のポイント』p.88 の内容に誤りがございました。お詫びするとともに訂正箇所を明示し、修正後のページを公開いたします。

## ❖ 第2章 2023年株主総会事務日程

- (注1) 既存の役員（重任者）については、「略歴」ほか「属性情報」を含め、別途の方法で把握できると思われるが、重任者からも提出が可能であれば、新任・重任の区別なく提出してもらうことが考えられる。
- (注2) 上記の「2. 略歴」欄の直近10年間は、各年を区切らずに10年分をまとめて設欄することも考えられる。主要株主がある場合、(注)の末尾を「また、当社の特定関係事業者（〇〇株式会社、〇〇株式会社および〇〇株式会社）・当社から多額の金銭等を得ているコンサルタント等（〇〇法人）・主要株主（〇〇株式会社）に属していた場合は、もれなくご記入ください。」とすることが考えられる。
- (注3) 特定関係事業者等の該当先が多い場合、別紙に記載し、添付することになる。
- (注4) 別の方法で候補者本人に確認する場合または特定関係事業者に確認する場合、「3. 他社において、不当な業務執行が行われた事実、発生予防および事後対応」および「4. 当社の特定関係事業者（〇〇株式会社、〇〇株式会社および〇〇株式会社）からの多額の金銭等の受領」は不要となる。
- (注5) 自然人である親会社等がある場合および主要株主がある場合、「5. 当社、当社の特定関係事業者（〇〇株式会社、〇〇株式会社および〇〇株式会社）または当社から多額の金銭等を得ているコンサルタント等（〇〇法人）との関係」は、たとえば、以下5のうち、「親会社等（〇〇〇〇）」、「親会社等または」の部分は不要となる。

5. 親会社等（〇〇〇〇）、当社、当社の特定関係事業者（〇〇株式会社、〇〇株式会社および〇〇株式会社）、当社から多額の金銭等を得ているコンサルタント等（〇〇法人）または主要株主（〇〇株式会社）との関係

配偶者または三親等以内の親族その他これに準ずる者である方が、現在、親会社等または当社もしくは当社の特定関係事業者の役員・使用人等であるときは、その旨

配偶者または二親等以内の親族である方が、現在、主要株主の役員・使用人等であるときは、その旨

移動する

(補足1) 取締役選任議案に関する株主総会参考書類の法定記載事項（施行規則74条）と回答用別紙の取扱い（監査役も以下4項3号を除き同様。ただし、監査役の選任・辞任に関する意見表明等は【図表2-8】参照）

内容（要旨）	取扱い
1項1号 候補者の氏名、生年月日および略歴	回答用別紙1・2により確認。
2号 就任の承諾を得ていないときは、その旨	会社で把握できる。
3号 (監査等委員会設置会社の場合) 342条の第4項による監査等委員会の意見があるときはその意見の内容の概要	会社で把握できる。
4号 候補者と会社との間で責任限定契約を締結しているときまたは当該契約を締結する予定があるときは、 <span style="background-color: red; color: white;">この旨</span>	会社で把握できる。
5号 候補者と会社との間で補償契約を締結しているときまたは補償契約を締結する予定があるときは、その補償契約の内容の概要	会社で把握できる。
6号 候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しているときまたは当該役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その役員等賠償責任保険契約の内容の概要	会社で把握できる。
2項1号 候補者の有する当該会社の株式の数	会社で把握できる。
2号 重要な兼職に該当する事実があることとなるときは、その事実 <span style="background-color: red; color: white;">の概要</span>	回答用別紙2により確認、ないしは別途候補者本人に確認。
3号 候補者と会社の間に特別の利害関係があるときは、その事実の概要	会社で把握できる。
4号 現に当該会社の取締役であるときは、当該会社における地位および担当（監査役の場合、当該会社における地位）	会社で把握できる。
(会社が他の者の子会社であるとき)	会社で把握できる。
3項1号 候補者が現に当該他の者（自然人であるものに限る）であるときは、その旨	会社で把握できる。
2号 候補者が現に他の者（当該他の者の子会社等（当該会社を除く）を含む。以下、この項において同じ）の業務執行者であるときは、当該他の者における地位および担当	回答用別紙2により確認、ないしは別途候補者本人に確認。または会社で把握できる。
3号 候補者が過去10年間に当該他の者の業務執行者であったことを会社が知っているときは、当該他の者における地位および担当	回答用別紙2により確認、ないしは別途候補者本人に確認。または会社で把握できる。
4項1号 当該候補者が社外取締役候補者である旨	—
2号 当該候補者を社外取締役候補者とした理由	(別途確認)
3号 当該候補者が社外取締役（社外役員に限る。以下この項において同じ）に選任された場合に果たすことが期待される役割の概要	(別途確認)
4号 当該候補者が現に当該会社の社外取締役である場合において、当該候補者が最後に選任された後任中に当該会社において法令または定款に違反する事実その他不正（監査役の場合、不正）な業務の執行が行われた事実（重要でないものを除く）があるときは、その事実ならびに当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為および当該事実の発生後の対応として行った行為の概要 <span style="font-size: small;">(※1)</span>	会社で把握できる。

その契約の内容の概要

## ❖ 第2章 2023年株主総会事務日程

- (注1) 既存の役員（重任者）については、「略歴」ほか「属性情報」を含め、別途の方法で把握できると思われるが、重任者からも提出が可能であれば、新任・重任の区別なく提出してもらうことが考えられる。
- (注2) 上記の「2. 略歴」欄の直近10年間は、各年を区切らずに10年分をまとめて設欄することも考えられる。主要株主がある場合、(注)の末尾を「また、当社の特定関係事業者（〇〇株式会社、〇〇株式会社および〇〇株式会社）・当社から多額の金銭等を得ているコンサルタント等（〇〇法人）・主要株主（〇〇株式会社）に属していた場合は、もれなくご記入ください。」とすることが考えられる。
- (注3) 特定関係事業者等の該当が多い場合、別紙に記載し、添付することになる。
- (注4) 別の方法で候補者本人に確認する場合または特定関係事業者に確認する場合、「3. 他社において、不当な業務執行が行われた事実、発生予防および事後対応」および「4. 当社の特定関係事業者（〇〇株式会社、〇〇株式会社および〇〇株式会社）からの多額の金銭等の受領」は不要となる。
- (注5) 自然人である親会社等がある場合および主要株主がある場合、「5. 当社、当社の特定関係事業者（〇〇株式会社、〇〇株式会社および〇〇株式会社）または当社から多額の金銭等を得ているコンサルタント等（〇〇法人）との関係」は、たとえば、以下5のうち、「親会社等（〇〇〇〇）」、「親会社等または」の部分は不要となる。

5. 親会社等（〇〇〇〇）、当社、当社の特定関係事業者（〇〇株式会社、〇〇株式会社および〇〇株式会社）、当社から多額の金銭等を得ているコンサルタント等（〇〇法人）または主要株主（〇〇株式会社）との関係

配偶者または三親等以内の親族その他これに準ずる者である方が、現在、親会社等または当社もしくは当社の特定関係事業者の役員・使用人等であるときは、その旨

配偶者または二親等以内の親族である方が、現在、主要株主の役員・使用人等であるときは、その旨

配偶者または二親等以内の親族である方が、過去、当社、当社の特定関係事業者もしくは主要株主の役員・使用人等であったとき、または当社から多額の金銭等を得ているコンサルタント等に所属していたときは、その旨

(補足1) 取締役選任議案に関する株主総会参考書類の法定記載事項（施行規則74条）と回答用別紙の取扱い（監査役も以下4項3号を除き同様。ただし、監査役の選任・辞任に関する意見表明等は【図表2-8】参照）

内容（要旨）	取扱い
1項1号 候補者の氏名、生年月日および略歴	回答用別紙1・2により確認。
2号 就任の承諾を得ていないときは、その旨	会社で把握できる。
3号 （監査等委員会設置会社の場合）342条の2第4項による監査等委員会の意見があるときはその意見の内容の概要	会社で把握できる。
4号 候補者と会社との間で責任限定契約を締結しているときまたは当該契約を締結する予定があるときは、その契約の内容の概要	会社で把握できる。
5号 候補者と会社との間で補償契約を締結しているときまたは補償契約を締結する予定があるときは、その補償契約の内容の概要	会社で把握できる。
6号 候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しているときまたは当該役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その役員等賠償責任保険契約の内容の概要	会社で把握できる。
2項1号 候補者の有する当該会社の株式の数	会社で把握できる。
2号 重要な兼職に該当する事実があることとなるときは、その事実	回答用別紙2により確認、ないしは別途候補者本人に確認。
3号 候補者と会社の間に特別の利害関係があるときは、その事実の概要	会社で把握できる。
4号 現に当該会社の取締役であるときは、当該会社における地位および担当（監査役の場合、当該会社における地位）	会社で把握できる。
（会社が他の者の子会社等であるとき）	会社で把握できる。
3項1号 候補者が現に当該他の者（自然人であるものに限る）であるときは、その旨	回答用別紙2により確認、ないしは別途候補者本人に確認。または会社で把握できる。
2号 候補者が現に他の者（当該他の者の子会社等（当該会社を除く）を含む。以下、この項において同じ）の業務執行者であるときは、当該他の者における地位および担当	回答用別紙2により確認、ないしは別途候補者本人に確認。または会社で把握できる。
3号 候補者が過去10年間に当該他の者の業務執行者であったことを会社が知っているときは、当該他の者における地位および担当	回答用別紙2により確認、ないしは別途候補者本人に確認。または会社で把握できる。
4項1号 当該候補者が社外取締役候補者である旨	—
2号 当該候補者を社外取締役候補者とした理由	（別途確認）
3号 当該候補者が社外取締役（社外役員に限る。以下この項において同じ）に選任された場合に果たすことが期待される役割の概要	（別途確認）
4号 当該候補者が現に当該会社の社外取締役である場合において、当該候補者が最後に選任された後任中に当該会社において法令または定款に違反する事実その他不當（監査役の場合、不正）な業務の執行が行われた事実（重要でないものを除く）があるときは、その事実ならびに当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為および当該事実の発生後の対応として行った行為の概要 <sup>(※1)</sup>	会社で把握できる。